

第5号議案

足利佐野都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

佐野市長から付議されたこのことについて、次のように提出します。

令和6（2024）年2月9日

栃木県都市計画審議会会長 大 森 宣 暁

佐建指発第132号

令和6（2024）年2月2日

栃木県都市計画審議会

会長 大 森 宣 暁 様

佐野市長 金 子 裕

足利佐野都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

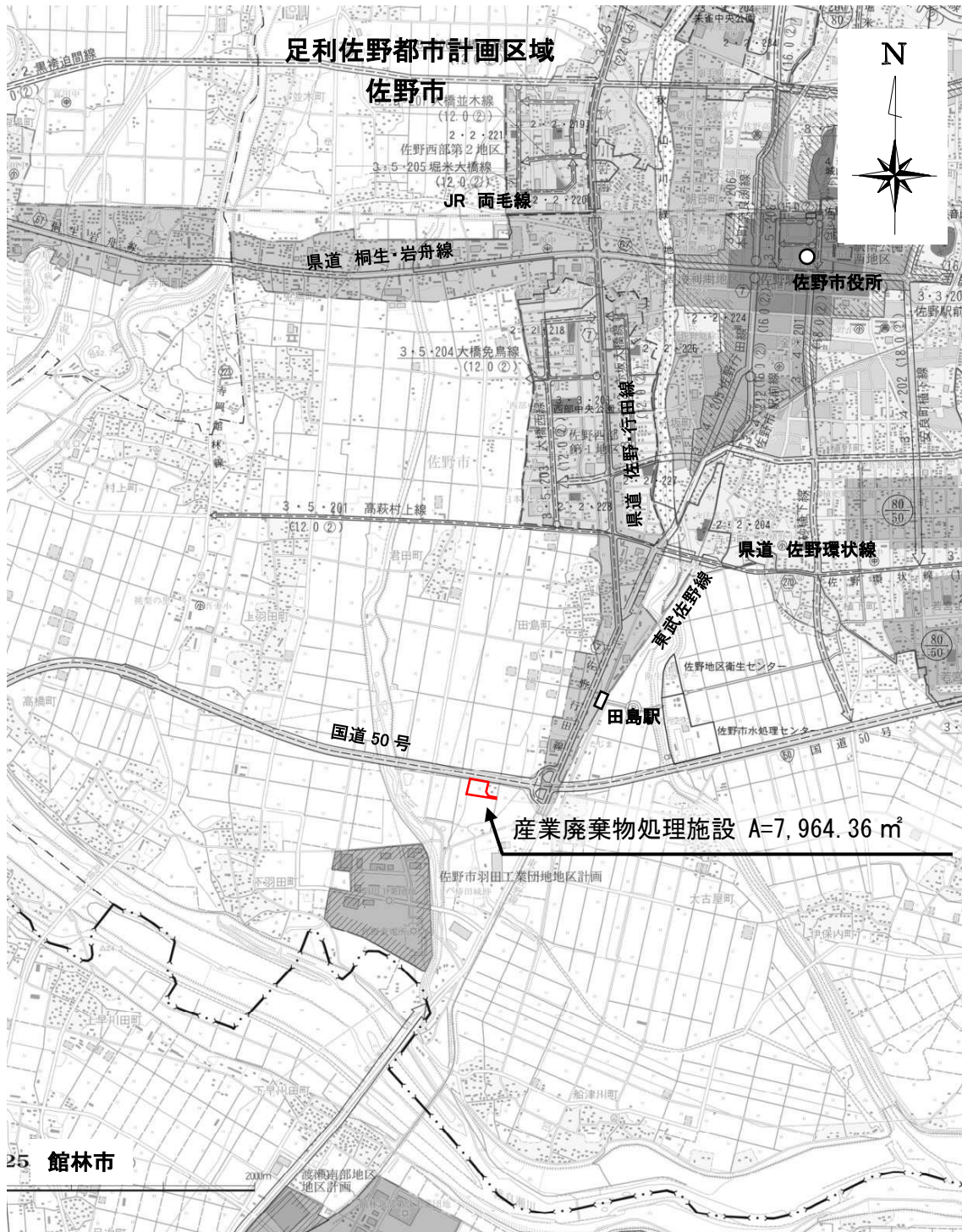
このことについて、建築基準法第51条ただし書の規定により、次のように審議会に付議します。

足利佐野都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

名 称	位 置	敷 地 面 積	備 考
産業廃棄物処理施設	佐野市田島町字館ノ尻 944 番 3 の一部、944 番 8 の一部、748 番 2 の一部、748 番 1 の一部、732 番 1 の一部、733 番 5 の一部、944 番 9 の一部、747 番、733 番 1 の一部、733 番 2 の一部、944 番 10 の一部、746 番、946 番 4 の一部、745 番、734 番の一部、946 番 5 の一部、744 番の一部、735 番の一部	7,964.36 m ²	

位置図

足利佐野都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について



縮尺 1 : 25,000